提出書類一覧表（共通）

○：提出が必要　△：該当の場合のみ提出が必要　×：提出不要

番号	提出書類	市内	準市内	市外	備考
共通－１	商業登記履歴事項全部証明書（写し）	△	△	△	法人のみ提出が必要です。令和８年８月１日以後に発行されたものを提出してください。
共通－２	奈良市国民健康保険料納付証明書（写し）	△	×	×	・市内業者のうち、個人事業主の方のみ提出が必要です。 ・個人事業主の場合で、事業主が本市の国民健康保険料を賦課されていない場合は提出不要です。なお、その旨をフォームの備考欄にご記入ください。 ・本市の**後期高齢者医療保険料納付状況書や、他市の国民健康保険料や他団体の健康保険（建設国保等）の納付証明書は不要**です。 ・直近２年度分を提出してください。 ・令和８年８月１日以後に発行されたものを提出してください。 ・証明書の申請方法については、国保年金課のホームページ（https://www.city.nara.lg.jp/site/kokuminkenkouhoken/68976.html）をご確認ください。
共通－３	奈良市税納税証明書または非課税証明書（写し）	○	○	△	・市外業者で、本市の市税を賦課されていない（納税義務者でない）場合は提出不要です。なお、その旨をフォームの備考欄にご記入ください。 ・直近２年度分を提出してください。 ・非課税の場合は、非課税証明書を提出してください。 ・令和８年８月１日以後に発行されたものを提出してください。 ・証明書の申請方法については、市民税課のホームページ（https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/13/9273.html）をご確認ください。 なお、**全ての税目**についての証明書を提出していただきますようお願いいたします。
共通－４	奈良市水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）	○	○	△	・水道料金・下水道使用料を本市に直接お支払いされていない場合は提出不要です。なお、その旨をフォームの備考欄にご記入ください。 ・令和６年７月分から令和８年６月分までの納付証明書を提出してください。 ・証明書の申請方法については、企業局のホームページ（https://h2o.nara.nara.jp/info_974.html）をご確認ください。
共通－５	国税の納税証明書（写し） ・法人：様式その３　又は　様式その３の３ （「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用） ・個人：様式その３　又は　様式その３の２ （「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）	○	○	○	・令和８年８月１日以後に発行されたものを提出してください。 ・所轄税務署長（都道府県税事務所ではありません。）で発行される書類を提出してください。
共通－６	障害者雇用状況報告書（写し）	△	△	△	法律により提出が義務付けられている場合に限り提出してください。
共通－７	認証登録証（ISO9001、ISO14001、ISO27001、プライバシーマーク）（写し）	△	△	△	該当がある場合のみ、有効期間内のものを提出してください。 なお、申請中の場合は申請中であることがわかる書類を提出してください。

提出書類一覧表（建設工事）

○：提出が必要　△：該当の場合のみ提出が必要　×：提出不要

番号	提出書類	市内	準市内	市外	備考
1	財務諸表（直近２年分）（写し） ・個人　貸借対照表、損益計算書 ・法人　貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書	○	×	×	工事：市内業者のみ直近２年分の提出が必要。 準市内、市外は提出不要です。 直近２年分の財務諸表において、次のアからエまでの全てに該当する者でないことを確認してください。 ア 貸借対照表の流動資産合計から流動負債合計を差し引いた額がマイナスである者 イ 貸借対照表の純資産合計がマイナスである者 ウ 損益計算書の営業利益がマイナスである者 エ 損益計算書の経常利益がマイナスである者
2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	○	○	○	・審査基準日が令和７年９月１日から令和８年８月３１日までのものに限ります。 ・申請フォーム中の指定する場所にデータで添付してください。
3	経営規模等評価申請書類のうち、別紙二（技術職員名簿）（写し）	○	○	○	
4	建設業許可申請書のうち、次の書類（写し） ・様式第１号別紙４（営業所技術者等一覧表） **上記のほかに、下記書類がある場合は提出**してください。 ・様式第８号（営業所技術者等証明書（新規・変更））	○	×	×	
5	建設業許可を有することを証明する書類のうち、次のいずれか。（写し） ・建設業許可通知書 ・建設業許可証明書 ・建設業者・宅建業者等企業情報検索システム（国土交通省）の詳細情報ページ	○	○	○	
6	建設業許可申請書のうち、次のいずれか。（写し） ・様式第１号別紙２（１）（営業所一覧表（新規許可等）） ・様式第１号別紙２（２）（営業所一覧表（更新）） ・建設業者・宅建業者等企業情報検索システム（国土交通省）の詳細情報ページ	×	○	○	委任しようとする営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分の提出をお願いします。
7	官公需適格組合に関する証明書類等（写し） ・官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面 ・組合員名簿（組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの） ・審査対象とする組合員の経審の写し（希望者のみ）	△	×	×	官公需適格組合（事業協同組合等）の場合のみ、提出が必要。 事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の規定による特例の適用を希望しない場合は、組合員の経審の写しは提出不要です。

上記の他に共通の様式の提出も必要です。詳細は、提出書類一覧表（共通）を確認してください。

提出書類一覧表（コンサルタント）

○：提出が必要　△：該当の場合のみ提出が必要　×：提出不要

番号	提出書類	建設コンサルタント	測量	建築設計	地質調査	補償コンサルタント	その他	備考
1	財務諸表（直近１年分）（写し） ・個人　貸借対照表、損益計算書 ・法人　貸借対照表、損益計算書	○	○	○	○	○	○	地域区分に関わらず直近１年分の提出が必要です。
2	技術職員名簿（許可官庁に提出した書類）（写し）	―	・測量法施行規則別表第12（第14条関係）で定める添付書類のうち、添付書類（ホ）（使用人数及び営業所ごとの測量士・測量士補の人数） ・測量士の変更届出書（あれば）	・登録又は更新の際に許可官庁に提出した所属建築士名簿 ・管理建築士または所属建築士の建築士事務所登録事項変更届（あれば）	―	―	―	
3	営業に関し、法律上必要とする登録の証明書（写し）	・登録通知書 ※変更があった場合は、確認印の押印のある現況報告書写し又は国土交通省ＨＰの「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」の業者データのＰＤＦをあわせて提出してください。	・測量業者登録証明書	・建築士事務所登録証明 ※登録しようとする本店又は営業所の所在する都道府県知事の登録を受けていることが確認できる証明書を提出してください。	・登録通知書 ※変更があった場合は、確認印の押印のある現況報告書の写し又は国土交通省ＨＰの「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」の業者データのＰＤＦをあわせて提出してください。	・登録通知書 ※変更があった場合は、確認印の押印のある現況報告書の写しをあわせて提出してください。	●不動産鑑定 ・不動産鑑定業者登録証明書 ●登記手続等 ・司法書士登録証明書 ・土地家屋調査士登録証明書 ●計量 ・計量証明事業登録証	
4	労働保険料（労災・雇用）の加入状況を確認できる書類 ・労働保険 概算・確定保険料申告書の写し（受付印のあるもの） ・労働保険料納付証明書の写し ・領収済通知書の写し　・・・等	○	○	○	○	○	○	適用除外の場合は、備考欄にその旨を記載してください。
5	現況報告書（建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者に限る。）（写し）	○	―	―	○	○	―	準市内又は市外で委任する場合は、委任先の営業所名が記載されていることが必要です。

上記の他に共通の様式の提出も必要です。詳細は、提出書類一覧表（共通）を確認してください。